

宴会約款

当ホテルでは、宴会または会議・展示会(以下、「宴会等」と称します。)のご契約および
宴会場のご利用に関して、以下の通り定めておりまますので予めご了承下さい。

1.宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間と称します)は所定の室料金をお支払い戴いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。宴会時間の前後の準備時間と撤去時間の合計が一時間までは無料でございますが、一時間を超える場合は等ホテルにて定めた「会議・展示会会場室料金」に基づき超過時間に応じて追加室料を頂戴いたします。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、予めご了承下さい。

2.有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下、「有料人数」と称します。)を宴会等の開催日の前日正午までにホテルの担当者にご通知下さい。それ以降は、全て手配が完了しておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金を頂戴いたします。

3.取消料

すでにご契約を頂いた宴会等をお客様のご都合により取消される場合は、下記により取消料をご請求いたします。(税・サービス料は除く)

○一般宴会および会議・展示会のお取消料

・ご決定日よりご宴会開催日の60日前までの間

ご予約された宴会場の宴会時間に関する会議室料又はお見積の10%

・ご宴会開催日の59日から30日前までの間

ご予約された宴会場の宴会時間に関する会議室料又はお見積額の30%

・ご宴会開催日の29日から15日前までの間

ご予約されたご宴会のお見積額の50%

・ご宴会開催日の14日から2日前までの間

ご予約されたご宴会のお見積額の80%

・ご宴会開催日の前日正午より当日

ご宴会お見積額の100%

4.装飾・余興の手配

宴会等に関連する装飾、音楽、余興およびパンケットコンパニオン等につきましては、ホテルより指定業者に手配させて頂きます。お客様が直接ホテルの指定業者以外の業者に依頼される場合には、宴会等を円滑に運営するため事前にホテルにご連絡頂き了解を得た後に、ご注文をお願いいたします。この際は、持ち込み料を頂くことがございます。

5.直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う諸事項(宴会等に関する装飾、余興等の機器および材料の搬入・搬出、看板等のサイズと取り付け方法等の決定あるいは設置等)につきましては、ホテルの美観・導線などを考慮し、所定のルールの下に実施していただくように、ホテルよりその業者の方々にご指示申し上げます。

6.損害賠償

お客様およびお客様が直接ご依頼された業者の方々が、ホテルの施設、什器備品等を破損したり損傷した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに処理を行うか、またはその損害賠償金をご負担下さいますようお願いいたします。

7.駐車場の利用

宴会等にご出席のお客様が、ホテル駐車場を利用される場合は担当係員にお尋ねください。また、ご利用に際しましては、駐車場内に駐車場利用規約を掲示しておりますのでお守りください。

8.解約

宴会等にご出席されるお客様が、法令または公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断した場合、あるいは他のお客様に迷惑をお掛けするとホテル側が判断した時、またこの"宴会約款"に違反なさった場合は、ご宴会等のお申込みをお断りするか、または既にご契約いただいた場合でも解約させて頂くことがありますので、予めご了解ください。

9.禁止事項

次に挙げる各事項につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいようお願い申し上げます。

- ①犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
- ②発火又は引火性の物品の持ち込み。
- ③悪臭の発するものの持ち込み。
- ④とばく等風紀を乱す行為、または他のお客様の迷惑になるような言動。
- ⑤備え付け品の移動。
- ⑥使用目的以外のご利用。
- ⑦その他法令で禁じられている行為。

10.お支払い

ご利用代金は、ホテルからのご利用明細書をお渡しいたしますので、原則として宴会ご利用日当日、またはご利用当日から7日以内に現金支払い、もしくは指定金融期間にお振込をお願いいたします。尚お支払いが遅れる場合は予めご相談下さい。

※展示会ご利用の場合は、室料の全額を開催日の7日前までに前受金として申し受けいたします。

11.反社会的勢力の排除

下記に該当される方もしくは該当する場合には、当ホテルをご利用いただくことは出来ません。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）
- 2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 4) 自己又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- 5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力と関与していると認められる関係を有すること
- 6) 自己の役員、経営に実質的に関与している者、従業員、又はその他の関係者（自己と資本関係がある法人の関係者を含むが、これに限らない。）が反社会的勢力と関係を有すること

ホテルグローバルビュー新潟

〒950-0901 新潟市中央区弁天1-2-4

TEL:025-244-5151